

豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務の契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務

(2) 業務の目的

本市は、2021年3月議会で「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」ことを表明し、2030年度目標として、温室効果ガス削減目標を2013年度比54%削減、再生可能エネルギー導入目標を2020年度累積実績比1.6倍に掲げている。

また、政府実行計画の率先導入目標にあわせ、「太陽光発電設備の設置可能な公共施設に2030年までに50%、2040年までに100%導入する」ことも目標に掲げている。

太陽光発電設備の導入にあたっては、公共施設の耐荷重や電気使用量などの事業採算性の評価による検討が必要になるため、基礎情報を整理し、地域経済や社会にもたらす効果も含めた、地域課題等の解決に資する公共施設等への太陽光発電設備の導入可能性の調査及び検討を行う。

(3) 業務内容

別紙「豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から2025年1月17日（金）まで

3 見積限度額（予算額）

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額（予算額）を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていることを基本とする。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に基づく豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）による入札参加の資格制限の措置期間中でないこと。

- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 2019年度以降に、本業務について地方公共団体から直接受託し、契約実績を有していること。
- (9) 参加申込書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 前記(1)で規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、確認したうえで当該プロポーザル方式に参加させる。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 財務諸表（法人及び個人）
※直前2年分の決算書類（損益計算書及び貸借対照表の写し）
 - オ 豊岡市税の納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）
 - カ 法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあつては所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

6 募集内容

- (1) 募集方法
市公式ウェブサイト等を通じて募集
- (2) 応募方法
プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加申込書（様式1）
 - (イ) 会社概要（様式2）
 - (ウ) 業務実績調書（様式3）
※業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。
 - (エ) 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加申込書提出日以前1か月以内に発行さ

れたものに限る。)

イ 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。PDF ファイルとすること。メール受信可能な容量は約 10MB までのため、10MB を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。)

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2024 年 6 月 14 日（金） 午後 5 時まで

イ 提出先

豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室（豊岡市役所本庁舎 2 階）

担当：大逸、井上

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号

T E L : (0796) 21-9136

E-mail : ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記 5 に規定する参加資格の有無を審査し、全応募者に対し、参加資格の審査結果を 2024 年 6 月 18 日（火）に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 質問・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式 4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2024 年 6 月 14 日（金） 午後 5 時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務質問書（□□）（□□は会社等の名称又は略称）」

エ 質問回答日 2024 年 6 月 21 日（金） 予定

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2024 年 6 月 24 日（月） 午後 5 時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の辞退届であること及び辞退者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務辞退届（□□）（□□は会社等の名称又は略称）」

エ 提出書類 辞退届（様式5）

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 2024年6月19日（水）から2024年6月26日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 6(3)イに同じ。
- (3) 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。PDFファイルとすること。メール受信可能な容量は約10MBまでのため、10MBを超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。）
- (4) 提出書類
 - ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6）
 - イ 技術者調書（様式7）
 - ウ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式8-1）
 - エ 担当技術者の経歴及び実績等調書（様式8-2）
 - オ 再委託調書（様式9） ※再委託する場合のみ
 - カ 工程表（様式10）
 - キ 企画提案書【任意様式：A4判、縦型、ページ番号を付すこと】
 - ク 参考見積書（任意様式）
- (5) 企画提案書作成要領
別紙「豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

8 日程（予定）

公示	2024年5月30日（木）
参加申込書提出期限	2024年6月14日（金）午後5時まで（メール）
質問書提出期限	2024年6月14日（金）午後5時まで（メール）
参加資格審査結果通知	2024年6月18日（火）（メール）
質問回答	2024年6月21日（金）予定
参加申込後の辞退期限	2024年6月24日（月）午後5時まで（メール）
企画提案書等受付期限	2024年6月26日（水）午後5時まで（メール）
第1次審査（書類審査）	2024年7月2日（火）予定
第1次審査結果通知	2024年7月4日（木）予定（メール）
第2次審査（プレゼンテーション等）	2024年7月11日（木）予定
結果通知	2024年7月18日（木）予定（メール）
契約締結	2024年7月 下旬 予定
業務開始	2024年7月 下旬 予定

9 審査概要

(1) 選定委員会

「豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務契約候補者選定委員会」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務契約候補者選定委員会委員は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以上あった場合は、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位3事業者までを第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知及び第2次審査参加通知

(ア) 通知時期 2024年7月4日（木）予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 通知方法 第1次審査結果通知：参加資格を満たす事業者すべてに電子メールで通知

第2次審査参加通知：第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等による最終審査）

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査を行う。

(ア) 開催日 2024年7月11日（木）予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎 3階 庁議室

(ウ) 出席者 当該業務に参画予定の技術責任者を含む3人までとする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(オ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定している。

プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。

ただし、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、第2次審査、見積金額の順に評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とする。

すべての評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2024年7月18日（木）までに電子メールで通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

※審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

区分	審査項目	評価の視点	配点
第 1 次 審 査	(1) 業務実績	本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体における同類業務又はこれに類する受託実績について評価する。	10
	(2) 業務実施体制	本業務遂行に十分な事業実施体制、組織体制が構築されているか。また、十分な業務遂行能力を有しているか。	20

区分	審査項目	評価の視点	配点
第 2 次 審 査	(1) 企画提案	<p>ア 本業務に関する基本的な考え方が市の方針と合致しているか。</p> <p>イ 本市の公共施設等に太陽光発電を導入するにあたっての課題、目的等の整理について具体的な内容が記載されているか。</p> <p>ウ 検討対象施設等の選定方法や設備導入に向けた調査検討項目が具体的かつ詳細に記載されているか。</p> <p>エ 現地調査施設の選定方法や調査方法について具体的かつ詳細に記載されているか。</p> <p>オ 設備概略検討方法について具体的かつ詳細に記載されているか。</p> <p>カ 事業スキームの検討及び事業採算性の評価方法等が具体的に記載されているか。</p> <p>キ 地域経済・社会にもたらす効果等の分析方法が具体的に記載されているか。</p> <p>ク 事業効果を最大限に発揮する提案がされているか。</p>	80
	(2) プレゼンテーション	<p>ア 企画提案書の内容を補完したプレゼンテーションとなっているか。</p> <p>イ 本事業に対する取り組み姿勢、意欲、事業者としての信頼性、適合性があるか。</p> <p>ウ 分かりやすい説明内容及び資料の内容であるか。</p>	20
	(3) 見積額	$\frac{\text{見積限度額} - \text{提案見積額}}{\text{見積限度額} - \text{最低提案見積額}} \times \text{配点}$	20

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合は、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着したもの。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合は、この限りでない。
- (3) 提出書類に不備があるもの。
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否したもの。
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があったもの。
- (6) 参考見積書の金額が、「3 見積限度額（予算額）」を超えるもの。
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しないもの。
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続きを妨害する行為等と市が判断したもの。

13 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、契約候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議の上、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、本市が準備するものを使用する。

(5) 契約保証金

豊岡市契約規則（平成 17 年規則第 59 号）第 28 条により、契約金額の 10/100 以上とする。ただし、同条例第 28 条各号の規定に該当する場合は免除する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加検討から業務開始までに要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合は、その旨を明記すること。
- (8) 参加申込事業者に関しては公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室（豊岡市役所本庁舎 2 階）

担当：大逸、井上

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号

T E L : (0796) 21-9136

E-mail : ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp